

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について 新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="232 571 1016 612">犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</p> <p data-bbox="176 1038 1088 1155">(注) 本文書は、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）の施行の日（平成 25 年 4 月 1 日）から適用するものとする。</u></p> <p data-bbox="495 1254 763 1377"><u>平成 24 年 10 月</u> <u>金融庁総務企画局</u> <u>企画課調査室</u></p>	<p data-bbox="1182 571 1966 612">犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</p> <p data-bbox="1442 1254 1711 1377"><u>令和 3 年 2 月</u> <u>金融庁企画市場局</u> <u>総務課調査室</u></p>

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

本文書は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法」という。)第2条第2項第1号から第36号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者(以下「金融機関等」という。)が法第4条に規定する確認義務、法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

1 取引を行う目的の種類

以下は、金融機関等が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第7条第1項第1号イ又はタに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各金融機関等において、これらの類型を参考としつつ、特定取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

(1)・(2) (略)

2 職業及び事業の内容の種類

以下は、金融機関等が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各金融機関等において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

本文書は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法」という。)第2条第2項第1号から第35号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者(以下「金融機関等」という。)が法第4条に規定する確認義務、法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

1 取引を行う目的の種類

以下は、金融機関等が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第7条第1項第1号イ又はツに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各金融機関等において、これらの類型を参考としつつ、特定取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

(1)・(2) (略)

2 職業及び事業の内容の種類

以下は、金融機関等が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各金融機関等において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に

応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業	事業の内容
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 会社員／団体職員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員／契約社員	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 主婦	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
<input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方	<input type="checkbox"/> 不動産業
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の金融機関等によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第10条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各金融機関等において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそのれ程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

(1)～(5) (略)

応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業	事業の内容
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 会社員／団体職員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員／契約社員	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 主婦／主夫	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
<input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方	<input type="checkbox"/> 不動産業
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の金融機関等によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第11条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各金融機関等において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそのれ程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

(1)～(5) (略)